

ゼビオカード会員規約改定新旧対照表(該当する部分のみ)

改定の概要は以下のとおりです。

- ・規約の改定の周知方法、承認又は非承認における意思表示の追記に伴う改定
- ・カードに関するサービス又は付帯サービスの改廃の承諾事項の追記に伴う改定
- ・サービス又は付帯サービスの改廃に関連したクレジットカード機能の制限、カードの有効期限の変更に伴う改定
- ・年会費に対応する期間で、利用できない期間の日数に応じて年会費を返却することがある場合の追記に伴う改定
- ・一定期間にカードの利用がない方に対して新しい有効期限のカードを送付しない場合の追記に伴う改定

詳細は下表の新旧対照表をご確認ください。

※変更箇所は赤字

改定前	改定後
<p>【一般条項】</p> <p>第2条第6項（カードの発行と管理）</p> <p>6. カードの有効期限は当社が指定する日までとし、カードの表面に印字します。</p> <p>第2条第7項（カードの発行と管理）</p> <p>7. カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き会員として適当と認められた方に新しいカードと本規約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約の効力が維持されるものとします。</p> <p>第3条第3項（カードの年会費）</p> <p>3. すでにお支払い済の年会費は、退会又は会員資格の取り消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。</p> <p>第10条第1項（退会及びカードの利用停止と返却）</p> <p>1. 本人会員は、当社あて所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。その場合、会員は、当社の指示する方法に従い、カードを返却又は裁断のうえ破棄するものとします。</p> <p>第10条第2項（退会及びカードの利用停止と返却）</p> <p>(ヨ)・・・</p> <p>第10条第3項（退会及びカードの利用停止と返却）</p> <p>(ハ)・・・</p> <p>第13条第4項(カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)</p> <p>4. カードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、当社所定の手数料を申し受けます。その支払方法は、第7条のカード利用代金の場合と同様とします</p> <p>第16条の2第3項（その他承諾事項）</p> <p>3. 当社は、以下各号の行為を行うことができます。</p> <p>(ニ)当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃すること。</p> <p>第19条第2項(規約の改定並びに承認)</p> <p>2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をゼビオカードホームページ(https://www.xebiocard.co.jp/)において告知する方法又は本人会員に通知する方法その他当社所定の方法により本人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本人会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</p>	<p>第2条第6項（カードの発行と管理）</p> <p>6. カードの有効期限は当社が指定する日までとし、カードの表面に印字します。但し、当社都合によるサービス改廃による場合、有効期限は、改廃日又は当社所定の方法により別途指定する日までとします。</p> <p>第2条第7項（カードの発行と管理）</p> <p>7. カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き会員として適当と認められた方に新しいカードと本規約を送付します。当社が定めた一定期間にカードの利用がない場合には、新しい有効期限のカードを送付しない場合があります。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約の効力が維持されるものとします。</p> <p>第3条第3項（カードの年会費）</p> <p>3. すでにお支払い済の年会費は、退会又は会員資格の取り消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。但し、当社の都合により年会費に対応する期間の全部又は一部につきカードの利用ができない場合(一部のサービスが利用できない場合を除きます。)は、当該利用できない期間の日数に応じ年会費を返却することがあります。</p> <p>第10条第1項（退会及びカードの利用停止と返却）</p> <p>1. 本人会員は、当社あて所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。その場合、会員は、当社の指示する方法に従い、カードを返却又は裁断のうえ破棄するものとします。なお、本人会員が退会により会員資格を喪失したときは、家族会員は当然に会員資格を喪失します。</p> <p>第10条第2項（退会及びカードの利用停止と返却）</p> <p>(ヨ)・・・</p> <p>(タ)カード有効期限満了前の、当社が定めた一定期間にカード利用がない場合</p> <p>第10条第3項（退会及びカードの利用停止と返却）</p> <p>(ハ)・・・</p> <p>(ニ)本人会員は、退会及び会員資格の取消後においても、カードを利用し又は利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用代金等についてすべて支払の責を負うものとします。但し、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>第13条第4項(カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)</p> <p>4. カードの再発行は、当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、当社所定の手数料を申し受けます。その支払方法は、第7条のカード利用代金の場合と同様とします。</p> <p>第16条の2第3項（その他承諾事項）</p> <p>3. 当社は、以下各号の行為を行うことができます。</p> <p>(ニ)当社が必要と認めた場合、当社に届出があった連絡先に案内する方法その他当社所定の方法により本人会員にその内容を周知した上で、カードに関するサービスの全部若しくは一部又は付帯サービスを改廃すること。</p> <p>第19条第2項及び第3項(規約の改定並びに承認)</p> <p>2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をゼビオカードホームページ(https://www.xebiocard.co.jp/)において告知する方法又は本人会員に通知する方法その他当社所定の方法により本人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本人会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。当該周知から3ヶ月以内に会員が異議を述べない場合、当該会員は変更事項を承認したものとみなします。</p> <p>3.本人会員が変更後の本規約及び本規約に付帯する規約を承認しない場合には、会員は、カード利用を行う前に、当社所定の手続によりカードを退会するものとします。</p>

<p>【ショッピングサービス条項】 第23条第7項（支払区分） （条項なし）</p> <p>【キャッシングサービス条項】 第28条第6項（キャッシングサービス） （条項なし）</p>	<p>第23条第7項（支払区分） 7. サービス改廃などの場合、当社が指定する期日以降は支払区分の全部又は一部が制限されることがあります。</p> <p>第28条第6項（キャッシングサービス） 6. サービス改廃などの場合、当社が指定する期日以降はキャッシングサービスの全部又は一部が制限されることがあります。</p>
---	---